

山 監 第 N 3 1 0 4 - 1 6 号

平成 2 8 年 (2016 年) 2 月 1 5 日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 石 田 清 廉

記

平成 2 7 年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

(病院局関係)

問 題 点	改 善 措 置
(1) 事務専決規程について ア 専決区分の適用誤りが見受けられるので、適切な決裁区分により意思決定されたい。	(1) 事務専決規程について ア 事務専決規程に基づき適切な決裁区分により事務を行います。 なお、今年度については適切な決裁区分により再度決裁を行いました。